

逗子市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、平成26年度行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を公表する。

2015年（平成27年）3月11日

逗子市監査委員 石井清之
同 田中英一郎

平成 26 年 度

行政 監 査 報 告 書

逗 子 市 監 査 委 員

目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査のテーマ	1
第3	テーマの選定理由	1
第4	監査の期間	1
第5	監査を行った監査委員	1
第6	監査の対象	1
1	監査の対象範囲	1
2	対象部局等	1
第7	監査の方法	1
第8	監査の着眼点	2
第9	行政財産目的外使用許可の状況	2
1	所管別使用許可の状況	2
2	利用者別使用許可の状況	3
3	用途別使用許可の状況	3
4	新規・更新別使用許可の状況	3
5	使用料の徴収状況	4
6	光熱水費等の負担の状況	4
第10	監査の結果	4
1	目的外使用の申請・許可手続きについて	4
2	使用料の算定について	5
3	使用料の減免について	6
4	使用料の調定及び徴収について	6
5	光熱水費等の負担について	6
6	その他	7
第11	まとめ	7

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項に基づく事務の執行についての監査（行政監査）

第2 監査のテーマ

行政財産の目的外使用許可事務について

第3 テーマの選定理由

行政財産については、法第238条の4第7項で「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」とされ、逗子市では、逗子市公有財産規則（昭和41年逗子市規則第10号。以下「規則」という。）及び逗子市行政財産の目的外使用料条例（昭和49年逗子市条例第23号。以下「条例」という。）に基づき、行政財産の目的外使用を許可し、使用料を徴収している。

この行政財産の目的外使用の状況を明らかにするとともに、目的外使用の申請・許可の手続き、使用料の算定、徴収、減免等の事務が条例、規則等に基づき適正に処理されているかなどを調査、検証することにより、今後の適正かつ効率的な行政財産管理の事務の執行に資することを目的として監査を実施した。

第4 監査の期間

平成26年10月7日から平成27年2月25日まで

第5 監査を行った監査委員

監査委員 石井清之
同 田中英一郎

第6 監査の対象

1 監査の対象範囲

平成26年4月1日から平成26年9月30日までの間に使用許可を行った行政財産の目的外使用許可事務

2 対象部局等

行政財産を管理する全部の部課かい

第7 監査の方法

行政財産目的外使用許可に係る調書の作成及び決裁等関係書類の提出を求め、監査の着眼点に沿って審査し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第8 監査の着眼点

- 1 目的外使用の申請・許可手続きは適正に行われているか。
- 2 使用料の算定及び減免は適正に行われているか。
- 3 使用料の調定及び徴収は適正に行われているか。
- 4 使用状況が許可条件と相違ないか。
- 5 行政財産本来の用途又は目的を妨げていないか。
- 6 光熱水費等の費用負担は適正に算定され、徴収されているか。

第9 行政財産目的外使用許可の状況

1 所管別使用許可の状況

平成26年4月1日から9月30日までに行った行政財産の目的外使用許可件数は142件（市、教育委員会等内部の使用に供している場合は除く。）であり、各部課がい別にまとめると<表1>のとおりである。その内訳は、土地108件、建物34件となっている。

<表1>所管別許可件数

所 管		土地	建物	合計
総 務 部	管 財 課	7	7	14
市 民 協 働 部	生 活 安 全 課	2	1	3
	市 民 協 働 課	20	2	22
	文 化 ス ポ ー ツ 課	2	6	8
	経 済 観 光 課	12	0	12
福 祉 部	社 会 福 祉 課	1	1	2
	国 保 健 康 課	2	3	5
	介 護 保 険 課	0	2	2
	子 育 て 支 援 課	1	0	1
	保 育 課	2	0	2
	児 童 青 少 年 課	0	4	4
環 境 都 市 部	緑 政 課	14	0	14
	都 市 整 備 課	21	0	21
	河 川 下 水 道 課	6	1	7
消 防 本 部	消 防 総 務 課	12	4	16
教 育 部	教 育 総 務 課	3	0	3
	社 会 教 育 課	3	3	6
合 計		108	34	142

2 利用者別使用許可の状況

使用許可している使用者を分類すると<表2>のとおりである。公共団体7件、公共的団体43件、公益事業者53件、その他が39件となっている。

<表2> 利用者別許可件数

区 分	件 数
公 共 団 体	7
公 共 的 団 体	43
公 益 事 業 者	53
そ の 他	39
合 計	142

(区分)

公共団体 国及び他の地方公共団体

公共的団体 自治会、公益財団法人、一般社団法人、社会福祉法人等公共的活動を行う団体

公益事業者 電力供給、通信、ガス供給等の公益事業を行う事業者

その他 企業、個人、その他

3 用途別使用許可の状況

使用許可している使用目的を用途別に分類すると<表3>のとおりである。電柱・支線類が40件と最も多く、自動販売機の設置が39件とほぼ同数となっている。

<表3> 用途別許可件数

区 分	件 数	区 分	件 数
電 柱 ・ 支 線 類	40	管 等 埋 設 物	10
事 務 室 ・ 事 務 所	8	郵 便 差 出 箱 ・ 公 衆 電 話	3
自 動 販 売 機	39	通 信 等 機 器 類	4
食 堂 ・ 売 店	2	標 識 ・ 看 板 類	2
防 災 倉 庫 ・ 活 動 用 具 等 物 置	16	そ の 他	18
		合 計	142

4 新規・更新別使用許可の状況

使用許可が新規の許可か、引き続き更新されたものかを分類すると<表4>のとおりである。新規のものは11件と少なく、全体の92%にあたる131件が更新されたものである。

<表4> 新規・更新別許可件数

区 分	件 数
新 規	11
更 新	131
合 計	142

5 使用料の徴収状況

使用許可に基づく使用料の徴収状況を分類すると<表5>のとおりである。その中で使用料を全額免除しているものは41件、一部免除しているものは10件となっている。

<表5>使用料の徴収状況

区 分	件 数
全 額 徴 収	91
一 部 免 除	10
全 額 免 除	41
合 計	142

6 光熱水費等の負担の状況

行政財産を目的外使用することに伴う光熱水費等の負担の状況は<表6>のとおりである。使用者が負担するものが50件、市が負担しているものが6件ある。

<表6>光熱水費等の負担状況

区 分	件 数
使 用 者 が 負 担	50
市 が 負 担	6
発 生 し な い	86
合 計	142

第10 監査の結果

1 目的外使用の申請・許可手続きについて

- (1) 行政財産の目的外使用は、規則第13条でその許可の範囲が定められており、国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用又は公共用に供する場合のほか、市長が特に必要又はやむを得ないと認める場合に限るものとしているが、使用許可の決裁書にその理由が明記されていないものが多数見受けられた。

使用許可に当たっては、制度の趣旨を十分理解した上で、適切に対応されたい。

また、現状の行政財産の目的外使用許可の実態を踏まえ、規則における目的外使用許可の範囲の規定についても、より明確化を図るよう検討されたい。

- (2) 規則第5条及び第6条において、行政財産の目的外使用を許可しようとする場合は、あらかじめ公有財産の総括に関する事務を所掌する管財課長と協議を行い、また、許可した場合は、管財課長に通知することとなっている。

この規定を受け、新規の目的外使用許可については、公有財産取扱協議書によ

る協議、公有財産異動等通知書による通知をすることとし、目的外使用許可を更新するものについては、使用許可決裁での管財課長の合議をもって代えるものとして運用しているとのことだが、このことが各所管に十分理解されておらず、協議や通知漏れが見受けられた。

事務手続きに遺漏がないよう、改めて周知の徹底を図られたい。

(3) 使用許可申請書に位置図等必要書類が添付されていないものや行政財産使用許可書に許可条件が記載されていないものがあるので、事務処理に当たって十分注意されたい。

(4) 行政財産使用許可に当たって、行政不服審査法等に基づく、不服申立て等の教示についての取扱いが統一されていないので、その必要性を含め、精査されたい。

(5) 都市公園施設内への自動販売機設置については、逗子市都市公園条例に基づく設置許可として処理されるべきものと思われるが、行政財産の目的外使用として使用許可をしているものが見受けられた。

内容を精査され、適切に対応されるよう検討されたい。

(6) 電気、通信、ガス等公益事業の用に供する使用許可について、事業者からの使用許可申請に基づき、年度当初にその年度内の使用許可をしているが、事務が集中する時期でもあり、手続きの遅れや一部に使用料の収納の遅延が発生している状況にある。

他の地方公共団体において、公益事業について複数年（3年から5年）の使用許可期間を認めている事例もあることから、事務軽減を図るためにも規則の改正について検討されたい。

2 使用料の算定について

(1) 平成22年3月1日付けの管財課長通知で、使用料の算定における取扱いの統一を図るため、使用面積については、逗子市道路占用料条例（昭和51年条例第13号）第5条第2項の規定を準用して1平方メートル未満の端数があるとき、又は1平方メートル未満のときは1平方メートルとし、また、実際の使用面積に関わらず電柱1本は1平方メートル、自動販売機1台は1平方メートル、ケーブル類延長は1メートルあたり1平方メートルとするなどとしているが、これによらず使用料を算定している事例があるので、取扱いの統一について、改めて注意されたい。

(2) 条例第2条第2項において、使用に係る土地が市有地以外の場合の土地使用料年額は、市が土地所有者に対して支払うべき地代相当額に基づいて算定した額とするとされているが、借地であるにも関わらず、市有地と同様に算定しているものがあるので、その取扱いについて注意されたい。

(3) 建物評価額の算出について、減価償却方法など取扱いが統一されておらず、土地評価額の算出にあっても、適用する路線価格の誤りが見受けられた。

また、年額の使用料の算定に当たり、年額積算額を12等分して月額を算出したうえで、再び12倍しているため、端数処理によって年額に違いが生じているものや使用料を算定する場合の端数計算における切り捨て、切り上げが統一されていないものが見受けられた。

使用料の算定について、改めて精査されたい。

3 使用料の減免について

(1) 条例第5条で公用若しくは公共用又は公益事業のため使用するとき、又は市長が特別の理由があると認めるきは、使用料を減免することができることとされているが、減免にあたって決裁書に減免理由が明確に記載されていないものが見受けられた。

また、使用料の一部を免除しているものについても、減免割合やその根拠が示されていないものがあるので、減免理由等を明確に記載するよう検討されたい。

なお、各課かいにおける使用料減免の実態を踏まえ、減免基準の明確化を図るよう検討されたい。

4 使用料の調定及び徴収について

(1) 行政財産の目的外使用料は、条例第3条により前納することと規定されているが、使用料の納付が遅延しているものや使用期間が過ぎても未納となっているものがあるので、条例に沿った対応をされたい。

(2) 行政財産の目的外使用料の納付期限等必要な事項について、決裁書に記載がないものや納付期限の指定の根拠が不明なものがあるので、注意されたい。

5 光熱水費等の負担について

(1) 規則第18条で、行政財産を目的外使用することに伴う光熱水費等については市長が特に認めた場合のほか、すべて使用者が負担するとしている。

行政財産の目的外使用にあたり、一部に光熱水費を市が負担している事例があるが、光熱水費を市が負担するという決裁がなされていない。

規則に則った手続きについて検討されたい。

6 その他

(1) 行政財産目的外使用許可及び使用料減免についての決裁に係る文書の保存期間が各課で統一されておらず、30年保存のものから10年、5年、3年保存、中には庶務文書として1年保存のものまで存在する。

文書の保存期間の統一を図られたい。

(2) 教育財産の行政財産目的外使用に係る許可権限について、学校その他の教育機関の用に供する財産（教育財産）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項及び第28条第1項において、教育委員会が管理すると規定されていることから、現在市長が許可している教育財産の目的外使用許可が適切であるかを確認されるとともに、必要があれば、諸規定の整備等検討されたい。

(3) 平成18年の法の一部改正において、庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地について、その床面積又は敷地に余裕がある場合は、当該余裕がある部分について貸し付けることが認められたが、これに対応した条例、規則の改正について検討されたい。

第11 まとめ

今回実施した行政監査は、行政財産の目的外使用の状況を明らかにするとともに、目的外使用の手続き等が適正に処理されているかなどを調査、検証することで今後の適正な財産管理事務の執行に資することを目的として監査を実施したものである。

前述のとおり、行政財産の目的外使用申請・許可手続き、使用料の算定、減免、使用料の調定及び徴収、光熱水費等の負担について、それぞれに検討等を要する事項が認められた。

また、行政財産の目的外使用については、適法性、公平性の視点に立ち、適正かつ統一的な事務処理が求められるところであるが、公有財産を総括する管財課長から、使用料の算定における取扱いについての通知等はなされているが、その内容が各所管に十分理解されているとは言えない状況にある。

事務処理に当たっては、関係条例、規則等を再度確認し、適正な執行に努められるとともに、管財課においては行政財産目的外使用許可手続きが適正に行われるよう、より一層の指導の徹底を図るよう要望する。

なお、適正かつ効率的な行政財産管理事務に資するものとして、行政財産の目的外使用許可の範囲の明確化、使用料の減免基準の明確化、平成18年の法の一部改正で示さ

れた行政財産の貸付への対応など、条例、規則の改正等を視野に入れた検討に取り組まれることを望むものである。